

○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）（第一条関係）

改正法	現行
<p>（監査証明に相当すると認められる証明）</p> <p>第一条の二 法第九十三條の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和二十三年法律第百二号）第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。）から外国会社等財務書類（同法第三十四條の三十五第一項に規定する外国会社等財務書類をいう。）について同法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務の提供を受けることにより、監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合とする。</p> <p>（監査証明を受けることを要しない旨の承認）</p> <p>第一条の三 第一条各号に規定する書類を提出する会社（指定法人を含む。以下同じ。）が法第九十三條の二第一項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、当該書類に係る承認申請書を当該書類を提出すべき財務局長等（開示府令第二十条（第三項を除く。））又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。）に提出しなければならない。</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条の二 前条各号に規定する書類を提出する会社（指定法人を含む。以下同じ。）が法第九十三條の二第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、当該書類に係る承認申請書を当該書類を提出すべき財務局長等（開示府令第二十条（第三項を除く。））又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。）に提出しなければならない。</p>

(削る)

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第二条 法第九十三條の二第四項に規定する公認会計士(公認会計士法第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等(連結財務諸表(開示府令第一條第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。)、中間連結財務諸表(中間連結財務諸表規則第一條に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。))及び四半期連結財務諸表(四半期連結財務諸表規則第一條第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。

(の法第九十三條の二第一項の監査証明(以下「監査証明」という。))に限る場合に限る。

一・二 (略)

三 公認会計士法第二十四條の三第一項(同法第十六條の二第六項

(監査証明を受けないことができる会社の範囲)

第一條の三 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第三十五條に規定する内閣府令で定める者は、財務諸表等規則第二百七條第一項、第二項又は第五項ただし書の適用を受ける財務諸表について公認会計士又は監査法人に相当する者により法第九十三條の二第一項の監査証明(以下「監査証明」という。)に相当すると認められる証明を受けた者とする。

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第二条 法第九十三條の二第三項に規定する公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等(連結財務諸表(開示府令第一條第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。))、中間連結財務諸表(中間連結財務諸表規則第一條に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。))及び四半期連結財務諸表(四半期連結財務諸表規則第一條第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。

(の監査証明に関する場合に限る。)

一・二 (略)

三 公認会計士法第二十四條の三(同法第十六條の二第六項におい

において準用する場合を含む。)の規定により同法第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務を行つてはならない場合

四〇六 (略)

2 法第九十三条の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。

一 (略)

二 公認会計士法第三十四条の十一の二の規定により同法第二条第一項の業務を行つてはならない場合

三〇五 (略)

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七 (略)

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第十五条第七号に規定する

て準用する場合を含む。)の規定により同法第二十四条の三に規定する監査関連業務を行つてはならない場合

四〇六 (略)

2 法第九十三条の二第三項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。

一 (略)

二 公認会計士法第三十四条の十一の二において準用する同法第二十四条の二の規定により同法第二条第一項の業務を行つてはならない場合

三〇五 (略)

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第八条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七 (略)

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第八条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第八条第七号に規定する

関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員」という。)が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明(公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。)又は特定証明(同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。)であるときは、当該指定証明に係る指定社員(同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。)又は当該特定証明に係る指定有限責任社員(同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。)である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員」という。)が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明(公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。)であるときは、当該指定証明に係る指定社員(公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。)である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一〇三 (略)

2〇14 (略)

(監査概要書等の提出)

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第九十三條の二第六項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は四半期レビュー（以下「監査等」という。）の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一号各号に規定する書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

2・3 (略)

(監査証明に関する書類の財務局長等の受理)

第五条の二 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十九條第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項に規定する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書とする。

(法令違反等事実の通知)

第七条 監査証明を行うに当たり特定発行者（法第九十三條の二第一項に規定する特定発行者をいう。次条において同じ。）における法令違反等事実（法第九十三條の三第一項に規定する法令違反等事実をいう。）を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の

一〇三 (略)

2〇14 (略)

(監査概要書等の提出)

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第九十三條の二第五項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は四半期レビュー（以下「監査等」という。）の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一号各号に規定する書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

2・3 (略)

(監査証明に関する書類の財務局長等の受理)

第五条の二 令第三十九條第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項に規定する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書とする。

(新設)

内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を記載した書面により、当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者（法第九十三條の三第一項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者）に対して通知しなければならない。

（意見の申出の手續）

第八條 法第九十三條の三第二項の申出をしようとする公認会計士又は監査法人は、次に掲げる事項を記載した書面を、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 公認会計士又は監査法人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 特定発行者の商号又は名称
- 三 法第九十三條の三第一項の規定による通知を行つた日
- 四 意見の要旨
- 五 意見の内容（法第九十三條の三第二項第一号の事項及び同項第二号の事項の別に記載すること。）

附 則

12 第一條の規定は、金融商品取引法施行令第一條第二号に掲げる証券若しくは証券を發行し、若しくは發行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三條に規定する学校法人又は同法第六十四條第四項に規定する法人をいう。以下この

（新設）

12 第一條の規定は、令第一條第二号に掲げる証券若しくは証券を發行し、若しくは發行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三條に規定する学校法人又は同法第六十四條第四項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）

附 則

項において同じ。)又は金融商品取引法施行令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出する届出書(開示府令第二号様式又は第二号の五様式により作成するものに限る。)又は法第二十七条において準用する法第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出する有価証券報告書(開示府令第三号様式又は第三号の二様式により作成するものに限る。)に含まれる第一条第一号、第四号、第七号又は第八号に掲げる書類が、平成十九年九月三十日前に終了する事業年度又は連結会計年度に係るものである場合には、当該書類については適用しないことができる。

又は令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出する届出書(開示府令第二号様式又は第二号の五様式により作成するものに限る。)又は法第二十七条において準用する法第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出する有価証券報告書(開示府令第三号様式又は第三号の二様式により作成するものに限る。)に含まれる第一条第一号、第四号、第七号又は第八号に掲げる書類が、平成十九年九月三十日に終了する事業年度又は連結会計年度に係るものである場合には、当該書類については適用しないことができる。

○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十三年大蔵省令第十二号）（第一条関係）

改 正 案

現 行

第一号様式 監 査 概 要 書 (略)	第一号様式 監 査 概 要 書 (略)
<p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監査人の状況</p> <p>a 「監査責任者等の氏名等」には、監査人が監査法人ではない場合には監査人たる公認会計士の氏名及び連続して監査人であつた会計期間を記載し、監査人が監査法人である場合には業務執行社員、指定社員又は指定有限責任社員の氏名及び連続して監査に關与した会計期間を記載すること。</p> <p>b 「補助者の状況」には、補助者の人数及び補助者であつて過去において監査責任者又は業務執行社員、指定社員若しくは指定有限責任社員であつた者の氏名を記載すること。</p> <p>c 「監査人等の異動状況」には、当事業年度の中間会計期間又は前事業年度の監査人又は業務執行社員、指定社員若しくは指定有限責任社員が当事業年度の監査人又は業務執行社員、指定社員若しくは指定有限責任社員と異なる場合に、当事業年度の中間会計期間又は前事業年度の監査人の名称又は業務執行社員、指定社員若しくは指定有限責任社員の氏名を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 品質管理の状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 意見審査を行つた監査法人の担当者が指定社員又は指定有限責任社員である場合にはその旨を付記すること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監査人の状況</p> <p>a 「監査責任者等の氏名等」には、監査人が監査法人ではない場合には監査人たる公認会計士の氏名及び連続して監査人であつた会計期間を記載し、監査人が監査法人である場合には業務執行社員又は指定社員、指定有限責任社員の氏名及び連続して会計期間を記載すること。</p> <p>b 「補助者の状況」には、補助者の人数及び補助者であつて過去において監査責任者又は業務執行社員若しくは指定社員であつた者の氏名を記載すること。</p> <p>c 「監査人等の異動状況」には、当事業年度の中間会計期間又は前事業年度の監査人又は業務執行社員若しくは指定社員が当事業年度の監査人又は業務執行社員若しくは指定社員と異なる場合に、当事業年度の中間会計期間又は前事業年度の監査人の名称又は業務執行社員若しくは指定社員、指定有限責任社員の氏名を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 品質管理の状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 意見審査を行つた監査法人の担当者が指定社員である場合にはその旨を付記すること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

○ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 財務報告に係る内部統制の評価（第四条・第五条）</p> <p>第三章 財務報告に係る内部統制の監査（第六条—第十一条）</p> <p>第四章 外国会社の財務報告に係る内部統制（第十二条—第十三条）</p> <p>第五章 雑則（第十四条—第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 連結子会社 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第四号に規定する連結子会社をいう。</p> <p>七～十 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 財務報告に係る内部統制の評価（第四条・第五条）</p> <p>第三章 財務報告に係る内部統制の監査（第六条—第十条）</p> <p>第四章 外国会社の財務報告に係る内部統制（第十一条—第十三条）</p> <p>第五章 雑則（第十四条—第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 連結子会社 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この条において「連結財務諸表規則」という。）第二条第四号に規定する連結子会社をいう。</p> <p>七～十 （略）</p>

(内部統制報告書の記載事項)

第四条 内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長又は福岡財務支局長(第十条において「財務局長等」という。)に提出しなければならない。

一・二 (略)

(内部統制監査報告書の記載事項)

第六条 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員」という。)が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明(公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。)又は特定証明(同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。)であるときは、当該指定証明に係る指定社員(同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。)又は当該特定証明に係る指定有限責任社員(同法第三十条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。)である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押

(内部統制報告書の記載事項)

第四条 内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長又は福岡財務支局長(第九条において「財務局長等」という。)に提出しなければならない。

一・二 (略)

(内部統制監査報告書の記載事項)

第六条 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員」という。)が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明(公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。)であるときは、当該指定証明に係る指定社員(同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。)である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

さなければならぬ。

一〇五 (略)

二〇六 (略)

(監査証明に相当すると認められる証明)

第九条 法第九十三條の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合は、外国監査法人等(公認会計士法第一條の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。第十三條第三号において同じ。)から外国会社等財務書類(同法第三十四條の三十五第一項に規定する外国会社等財務書類をいう。)について同法第二條第一項の業務に相当すると認められる業務の提供を受けることにより、監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合とする。

(監査証明を受けることを要しない旨の承認)

第十条 内部統制報告書提出会社が法第九十三條の二第二項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第十一条 法第九十三條の二第四項に規定する公認会計士に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一〇五 (略)

二〇六 (略)

(新設)

(監査証明を受けることを要しない旨の承認)

第九条 内部統制報告書提出会社が法第九十三條の二第二項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第十条 法第九十三條の二第三項に規定する公認会計士に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一・二 (略)

三 公認会計士法第二十四条の三第一項(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により同法第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務を行ってはならない場合
四〇六 (略)

2 法第九十三条の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 (略)

二 公認会計士法第三十四条の十一の二の規定により同法第二条第一項の業務を行ってはならない場合

三〇五 (略)

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合
七 (略)

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第十五条第七号に規定する

一・二 (略)

三 公認会計士法第二十四条の三(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により同法第二十四条の三に規定する監査関連業務を行ってはならない場合
四〇六 (略)

2 法第九十三条の二第三項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 (略)

二 公認会計士法第三十四条の十一の二において準用する同法第二十四条の二の規定により同法第二条第一項の業務を行ってはならない場合
三〇五 (略)

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第八条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合
七 (略)

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第八条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第八条第七号に規定する

関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

(外国会社の内部統制報告書)

第十二条 (略)

(削る)

第十三条 前条の規定による内部統制報告書には、次の事項を追加して記載するものとする。

一 (略)

二 前条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点

三 当該内部統制報告書について、外国監査法人等が法第九十三

条の第二項第一号の監査証明に相当すると認められる証明を実施している場合における、内部統制監査との主要な相違点

係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

(外国会社の内部統制報告書)

第十一条 (略)

第十二条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)

第三十六条に規定する内閣府令で定めるものは、前条の規定の適用を受ける内部統制報告書について、公認会計士又は監査法人に相当する者により法第九十三条の第二項の監査証明に相当すると認められる証明を受けた者とする。

第十三条 第十一条の規定による内部統制報告書には、次の事項を追加して記載するものとする。

一 (略)

二 第十一条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点

三 当該内部統制報告書について、前条の規定に基づいて公認会計

士又は監査法人に相当する者が法第九十三条の第二項の監査証明に相当すると認められる証明を実施している場合における、内部統制監査との主要な相違点

○ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第六十二号)(第一一条関係)

改正案	現行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 内部統制報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～c (略)</p> <p>d <u>第12条の規定に基づき、本報告書の用語、様式及び作成方法を本国又は本国以外の本邦外地域において開示している財務報告に係る内部統制を評価した報告書によっている場合には、当該内部統制報告書を作成するに当たって準拠している用語、様式及び作成方法その他第13条に規定する事項を記載すること。なお、この場合には、「1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項」の記載に先立って、適当な事項名を付した上で記載すること。</u></p> <p>e <u>第12条の規定の適用を受ける内部統制報告書について、<u>外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）から法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合は、その旨を記載すること。</u></u></p> <p>(2)～(11) (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 内部統制報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～c (略)</p> <p>d <u>第11条の規定に基づき、本報告書の用語、様式及び作成方法を本国又は本国以外の本邦外地域において開示している財務報告に係る内部統制を評価した報告書によっている場合には、当該内部統制報告書を作成するに当たって準拠している用語、様式及び作成方法その他第13条に規定する事項を記載すること。なお、この場合には、「1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項」の記載に先立って、適当な事項名を付した上で記載すること。</u></p> <p>e <u>第11条の規定の適用を受ける内部統制報告書について、<u>公認会計士又は監査法人に相当する者により法第193条の2第2項の監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合は、その旨を記載すること。</u></u></p> <p>(2)～(11) (略)</p>

○ 公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（登録事項）</p> <p>第二条 公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 法第二十九条（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日</p> <p>（懲戒処分の登録）</p> <p>第十一条 協会は、公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号の懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令を受けたときは、遅滞なく、第二条第九号に規定する事項を公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。</p>	<p>（登録事項）</p> <p>第二条 公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 法第二十九条（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する懲戒処分を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日</p> <p>（懲戒処分の登録）</p> <p>第十一条 協会は、公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号の懲戒処分を受けたときは、遅滞なく、第二条第九号に規定する事項を公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。</p>

○ 公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）（第二条関係）

改正案

現行

様式第一号		公認会計士登録名簿		様式第一号		公認会計士登録名簿	
登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号
(ふりがな) 氏名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生		(ふりがな) 氏名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	
旧氏名 (変更年月)	(年 月)			旧氏名 (変更年月)	(年 月)		
本籍				本籍			
住所				住所			
自ら業務を営むとき				自ら業務を営むとき			
主たる事務所	名称 所在地			主たる事務所	名称 所在地		
従たる事務所	名称 所在地			従たる事務所	名称 所在地		
監査法人の社員の時				監査法人の社員の時			
監査法人の名称				監査法人の名称			
主たる事務所の所在地	名称 所在地			主たる事務所の所在地	名称 所在地		
主として執務する事務所	名称 所在地			主として執務する事務所	名称 所在地		
他の公認会計士等の事務所に勤務するとき				他の公認会計士等の事務所に勤務するとき			
勤務する事務所	名称 所在地	氏名	登録番号 第 号	勤務する事務所	名称 所在地	氏名	登録番号 第 号
監査法人に勤務するとき				監査法人に勤務するとき			
監査法人の名称				監査法人の名称			
勤務する事務所	名称 所在地			勤務する事務所	名称 所在地		
公認会計士となる資格				公認会計士となる資格			
年 試験 合格証書番号 第 号 全科目免除 年実務補習修了 修了確認番号 第 号 年実務補助等終了 報告書受理番号 第 号				年 試験 合格証書番号 第 号 全科目免除 年実務補習修了 修了確認番号 第 号 年実務補助等終了 報告書受理番号 第 号			
懲戒処分及び課徴金納付命令	種類 年月日			懲戒処分	種類 年月日		
(略)				(略)			

○ 公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）（第二条関係）

改正案

現行

様式第三号		外国公認会計士登録名簿	
登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号
(ふりがた) 氏名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	
旧氏名 (変更年月)		(年 月)	
本籍			
住所			
自ら業務を営むとき	名称		
	所在地		
主たる事務所	名称		
	所在地		
従たる事務所	名称		
	所在地		
監査法人の社員の時			
監査法人の名称			
主たる事務所の所在地	名称		
	所在地		
主として執務する事務所	名称		
	所在地		
他の公認会計士等の事務所へ勤務するとき			
勤務する事務所	名称	氏名	登録番号 第 号
	所在地		
監査法人に勤務するとき			
監査法人の名称			
勤務する事務所	名称		
	所在地		
外国において取得した公認会計士に相当する資格			
外国公認会計士となる資格	種類	年 試験・選考	承認番号 第 号
懲戒処分及び課徴金納付命令	年月日		
(略)			

様式第三号		外国公認会計士登録名簿	
登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号
(ふりがた) 氏名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	
旧氏名 (変更年月)		(年 月)	
本籍			
住所			
自ら業務を営むとき	名称		
	所在地		
主たる事務所	名称		
	所在地		
従たる事務所	名称		
	所在地		
監査法人の社員の時			
監査法人の名称			
主たる事務所の所在地	名称		
	所在地		
主として執務する事務所	名称		
	所在地		
他の公認会計士等の事務所へ勤務するとき			
勤務する事務所	名称	氏名	登録番号 第 号
	所在地		
監査法人に勤務するとき			
監査法人の名称			
勤務する事務所	名称		
	所在地		
外国において取得した公認会計士に相当する資格			
外国公認会計士となる資格	種類	年 試験・選考	承認番号 第 号
懲戒処分	年月日		
(略)			

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(47) (略)</p> <p>(48) 経理の状況</p> <p>a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等 （公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。第八号様式において同じ。）か ら監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(49)～(64) (略)</p>	<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(47) (略)</p> <p>(48) 経理の状況</p> <p>a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若し くは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その 旨を記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(49)～(64) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>第八号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>(30) 経理の状況</p> <p>a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(31)～(43)</p>	<p>第八号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>(30) 経理の状況</p> <p>a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(31)～(43) (略)</p>

○ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>2 金融商品取引法第九十条第一項並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第四十六条の十二第二項及び第四十九条の第三項（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により、金融商品取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定による検査並びに公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式二による。</p> <p>4 金融商品取引法第九十条第一項及び公認会計士法第三十四条の五十一第二項の規定により、金融商品取引法第八十五条の五の規定による検査及び公認会計士法第三十四条の五十一第一項の規定による検査の際に金融庁の審判官が携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式四による。</p>	<p>2 金融商品取引法第九十条第一項並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第四十六条の十二第二項及び第四十九条の第三項の規定により、金融商品取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定による検査並びに公認会計士法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式二による。</p> <p>4 金融商品取引法第九十条第一項の規定により、同法第八十五条の五の規定による検査の際に金融庁の審判官が携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式四による。</p>

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(37) (略) (38) 財務ヘイライト情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等（公認会計士法（昭和29年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下同じ。）から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合にはその旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</p> <p>(39)～(55) (略)</p> <p>(56) フレンドの経理状況</p> <p>a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(57)～(63) (略)</p> <p>(64) 管理会社の経理状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは、該当する財務書類に添付すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(65)～(74) (略)</p>	<p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(37) (略) (38) 財務ヘイライト情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合にはその旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</p> <p>(39)～(55) (略)</p> <p>(56) フレンドの経理状況</p> <p>a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(57)～(63) (略)</p> <p>(64) 管理会社の経理状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは、該当する財務書類に添付すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(65)～(74) (略)</p>

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第六条関係）

改 正 案	現 行
<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】 提出書類 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(44) (略) (45) 財務ハイライト情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</p> <p>(46)～(72) (略)</p> <p>(73) 外国投資法人の経理状況</p> <p>a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(74)～(84) (略)</p>	<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】 提出書類 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(44) (略) (45) 財務ハイライト情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</p> <p>(46)～(72) (略)</p> <p>(73) 外国投資法人の経理状況</p> <p>a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(74)～(84) (略)</p>

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>第五号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(12) (略)</p> <p>(13) 財務書類</p> <p>a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(14)～(26) (略)</p>	<p>第五号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(12) (略)</p> <p>(13) 財務書類</p> <p>a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(14)～(26) (略)</p>

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>第六号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(16)</p> <p>(17) 財務書類</p> <p>a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。</p> <p>b～d (略) (18)～(30) (略)</p>	<p>第六号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(16)</p> <p>(17) 財務書類</p> <p>a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。</p> <p>b～d (略) (18)～(30) (略)</p>

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>第六号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(61) (略)</p> <p>(62) 外国組合等の経理状況</p> <p>a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）は該当する財務書類に添付すること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(63)～(76) (略)</p>	<p>第六号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(61) (略)</p> <p>(62) 外国組合等の経理状況</p> <p>a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）は該当する財務書類に添付すること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(63)～(76) (略)</p>

○ 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）（第七条関係）

改正法	現行
<p>（管理室等及び企画官等） 第一条（略） 2～5（略） 6 審判手続室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六章の二及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第五章の五の規定による審判の事務（金融商品取引法第百八十条第一項及び公認会計士法第二十四条の四十二第一項の規定により審判官が行うものを除く。）に関する事 二・三（略） 7～9（略）</p>	<p>（管理室等及び企画官等） 第一条（略） 2～5（略） 6 審判手続室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六章の二の規定による審判の事務（同法第百八十条第一項の規定により審判官が行うものを除く。）に関する事 二・三（略） 7～9（略）</p>

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）（第八条関係）

改正法	現行
<p>（電子情報処理組織による申請等） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第七項に規定する申請等を除く。）を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</p> <p>一〜四（略）</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第七項に規定する申請等を除く。）を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</p> <p>一〜四（略）</p>

4・5 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 (略)

2 (略)

3 行政機関等が、前二項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第三項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条第四項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項に規定する処分通知等を除く。)を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を法第四条第一項の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4・6 (略)

別表(第一条関係)

一〇十 (略)

(削る)

4・5 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 (略)

2 (略)

3 行政機関等が、前二項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第三項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条第四項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項に規定する処分通知等を除く。)を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を法第四条第一項の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4・6 (略)

別表(第一条関係)

一〇十 (略)

十一 監査法人に関する内閣府令(昭和四十一年大蔵省令第四十六号)

十一〇十五 (略)

(削る)

十六〇五十七 (略)

五十八 公認会計士法施行規則(平成十九年内閣府令第 号)

五十九 特定社員登録規則(平成十九年内閣府令第 号)

十二〇十六 (略)

十七 公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令(昭和四十九年

大蔵省令第五十八号)

十八〇五十九 (略)

(新設)

(新設)

○ 公認会計士・監査審査会の職員が検査の際に携帯すべき証票の様式を定める内閣府令（平成十六年内閣府令第八号）（第九条関係）

改正案	現行
<p>公認会計士法第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項（同法第四十九条の三の第二第三項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の第二第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものに限る。）の際に公認会計士・監査審査会の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式による。</p>	<p>公認会計士法第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項の規定により、同法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものに限る。）の際に公認会計士・監査審査会の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式による。</p>

○ 公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）（第十条関係）

改正法	現行
<p>(総務試験室)</p> <p>第二条 総務試験室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。）第二条第一項の業務、法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等の法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務並びに日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置の勧告の手続に関すること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査検査室)</p> <p>第三条 審査検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第一項及び第四十九条の三の二第一項の規定による報告及び資料の徴収（法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により委任されたものに限る。）に関すること。</p>	<p>(総務試験室)</p> <p>第二条 総務試験室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。）第二条第一項の業務並びに日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置の勧告の手続に関すること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査検査室)</p> <p>第三条 審査検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第一項の規定による報告及び資料の徴収（法第四十九条の四第二項の規定により委任されたものに限る。）に関すること。</p>

<p>2 (略)</p>	<p>三 (略)</p> <p>四 法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査（法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により委任されたものに限る。以下「検査」という。）に関すること。</p> <p>五・六 (略)</p>
------------------	--

<p>2 (略)</p>	<p>三 (略)</p> <p>四 法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第二項の規定による検査（法第四十九条の四第二項の規定により委任されたものに限る。以下「検査」という。）に関すること。</p> <p>五・六 (略)</p>
------------------	--

○ 公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十七号）（第十一条関係）

改正案	現行
<p>（研修の免除）</p> <p>第二条 公認会計士は、一事業年度を通じて、次に掲げる事由のいずれかにより公認会計士としての業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合には、日本公認会計士協会会長（以下「会長」という。）に対し、当該事業年度の研修の免除を申請することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 監査法人又は監査法人が実質的に支配しているものとして公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第 号）第五条に規定する関係を有する法人その他の団体以外の団体に常時勤務すること。</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>（研修の免除）</p> <p>第二条 公認会計士は、一事業年度を通じて、次に掲げる事由のいずれかにより公認会計士としての業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合には、日本公認会計士協会会長（以下「会長」という。）に対し、当該事業年度の研修の免除を申請することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 監査法人又は監査法人が実質的に支配しているものとして公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令（昭和四十九年大蔵省令第五十八号）第四条に規定する関係を有する法人その他の団体以外の団体に常時勤務すること。</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>

附 則

この府令は、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。